

第四次毛呂山町行政改革大綱

平成29年3月

毛呂山町

【目次】

はじめに	1
第1章 策定の趣旨	2
1 毛呂山町を取り巻く社会経済環境の変化	2
2 今後の行政改革の課題	3
第2章 大綱の基本的事項	4
1 計画期間	4
2 行政改革の推進体制と公表	4
第3章 改革の主な取り組み	4
1 行政の担うべき役割の重点化	4
2 組織・機構等の見直し	5
3 定員管理及び給与の適正化	5
4 人材育成の推進	5
5 公正の確保と透明性の向上	6
6 電子自治体の推進	6
7 自主性・自立性の高い財政運営の確保	6

はじめに

本町では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に掲げる「住民の福祉の増進」に向けて、「最少の経費で最大の効果」を挙げる行政運営を行うために、昭和 60 年に行政改革推進本部及び行政改革推進委員会を設置し、毛呂山町行政改革大綱を策定することにより行政改革を積極的に推進してきました。

平成 8 年には、社会経済情勢の変化に対応するため第二次毛呂山町行政改革大綱を定め、大綱の実施プログラムとなる毛呂山町行政改革実施計画も併せて策定し、行政のスリム化に取り組みました。さらに平成 18 年には、第三次毛呂山町行政改革大綱を定め、毛呂山町行財政集中改革プランにより人件費削減や機構改革などを中心とした取り組みや、毛呂山町行財政改革プランによる職員の資質向上や業務改善などにより行政改革を推進してきました。

近年、本町を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、今後急激な人口減少局面を迎えるとともに、団塊世代が後期高齢者になる、いわゆる 2025 年問題を目前に控え、少子・超高齢化の一層の進行が想定されるなど社会構造の「一大転換」が見込まれます。そのため、税収の減少や公債費、扶助費などの義務的経費が増大して、財政的に厳しい状況が続くことが想定されます。

そのような中、毛呂山町の持続的な発展を支えていくためには、多様な担い手との連携や外部資源の有効活用に取り組みながら、第五次毛呂山町総合振興計画で掲げている町の将来像である「輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま」の実現のため、限られた財源の中で優先的・重点的に取り組むべき施策・事業を選りすぐり、経営資源を集中的に投入していくことが、より一層求められます。

そのためには、職員一人ひとりが、常に「住民ニーズに基づくサービスの向上」について考え、日常における業務の見直し・改善に積極的に取り組むことはもとより、住民や民間事業者、地域活動団体など多様な主体や人材、それらの持つノウハウなど、あらゆる資源や活動の活性化・連携強化に向けた支援や仕組みづくりに、これまで以上に取り組むことが重要です。

町は、ここに、第四次毛呂山町行政改革大綱及び大綱に基づき具体的な取り組みにおける目標等を示した次期毛呂山町行財政改革プランを策定し、今後の行政改革の方向性を明らかにします。

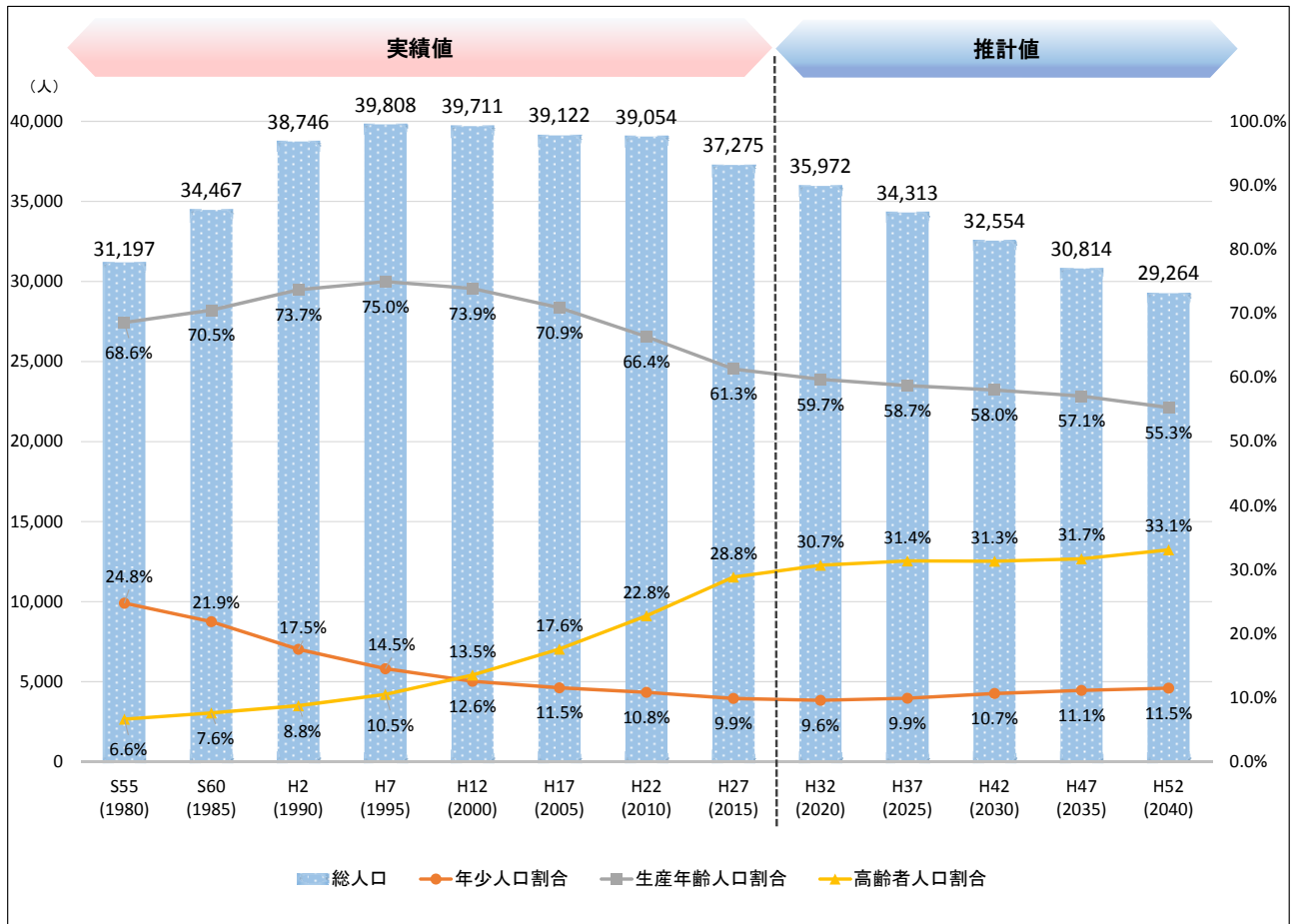
第1章 策定の趣旨

1 毛呂山町を取り巻く社会経済環境の変化

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

毛呂山町の人口は1995年（平成7年）の39,808人（国勢調査人口）をピークとして減少しており、2015年（平成27年）では37,275人という結果となりました。また、毛呂山町人口ビジョンによると、今後も急激な人口減少が続き、10年後の2025年（平成37年）には、34,313人（戦略人口）となる推計となっています。

さらに、年齢区分別人口では、年少人口（0～14歳）が、2025年（平成37年）には3,400人程度（全体の9.9%）となるのに対して老年人口（65歳以上）は約1万700人（全体の31.4%）となり、さらにその6割以上が75歳以上の高齢者となり、少子高齢化の急激な進行が見込まれます。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は毛呂山町人口ビジョン（戦略人口）

(2) ライフスタイルの多様化や家族、地域コミュニティの変化

平成26年度に実施した住民アンケートによると、「日頃の地域の方とのつきあい方について」という設問において、日頃から助け合うなど親しく付き合っているとの回答は全体の19%と低くなっています。また、未婚率の増加や単身世帯の増加などライフス

タイルの多様化や家族や地域との関わり合いにも変化が生じています。

これまで相互に支え合うことで、様々な社会的課題に対応してきた地縁・血縁関係や地域コミュニティにも変化が生じ、将来的には活力の低下などが懸念されます。

(3) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の建築年度別の延床面積の状況をみると、高度経済成長期の終わりである昭和40年代後半から、昭和50年代にかけて集中的に整備されており、この時期に整備された公共施設の延床面積は57,816㎡と、公共施設全体の68.2%を占めています。

旧耐震基準の公共施設は50,713㎡と、公共施設全体の59.9%を占めています。

また、建築後30年以上経過している施設は58,676㎡と、公共施設全体の68.3%を占めています。一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で建替えが必要とされており、今後これらの公共施設の更新等が集中することが予想されます。

人口減少など、社会構造が大きく変化する中、利用者のニーズや民間、他の自治体などとの役割分担も踏まえながら、広域利用の検討や将来のまちづくりを見据えた施設の適正配置、複合化、長寿命化、民間活力の導入によるライフサイクルコストの低廉化・平準化などに取り組む必要があります。

(4) 行政改革の進展等

本町では、指定管理者制度導入をはじめ、保育所の給食業務委託や水道業務の一部委託など「民間でできることは民間で」という考え方から、民間活力の活用を積極的に進めてまいりました。

また、防犯活動センターなど住民との協働による施策や、自主防災組織、地域見守りネットワーク結成促進など、地域に身近なサービスを地域住民自らが主体的に担うという機運の醸成を図ってまいりました。

このようなことに伴い、町職員の役割は、直接的なサービスの提供から政策実現に向けた企画・コーディネートが増加し、徐々に変化しつつあります。その担い手である職員にも、専門性や柔軟性といった能力が求められており、町はこれらの変化に的確に対応していくために更なる職員の資質向上が求められます。

2 今後の行政改革の課題

本町では、これまで3次にわたる行政改革で、行政の効率化とスリム化を図り、生み出された財源等を、必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的に配分することで、継続的な住民サービスの向上を図ってまいりました。

さらに今後は、人口減少、少子・超高齢化などの社会構造が大きく変化していくなか、それに伴う行政サービスの需要や財政環境の変化、これまでの行政改革の取り組みの進展などによる町の内部変化等に的確に対応した行政運営へ転換していくことが求められます。

第2章 大綱の基本的事項

1 計画期間

本大綱の計画期間は平成28年度から10年間とし、行政環境の変化等に応じて見直しを行うこととします。

2 行政改革の推進体制と公表

行政改革の推進にあたっては、毛呂山町行政改革推進委員会の答申や意見を尊重し、議会と連携しつつ、全庁が一体となって取り組みます。

また、行政改革は、住民の理解と協力が不可欠であることから、その進捗状況について、わかりやすい形で公表することとします。

第3章 改革の主な取り組み

1 行政の担うべき役割の重点化

(1) 事務事業の評価に伴う再編・整理、廃止・統合

事務事業全般について、行政の関与の必要性、受益者負担の公平確保、事業の成果などを不断に検証し、事務事業の再編・整理、廃止・統合を図ります。

(2) 民間活力の活用推進

行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るため、総務事務や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、委託のメリットが生じることを前提に、積極的に民間委託を推進します。その際には、個人情報保護や守秘義務の確保等、行政としての責任を果たし得るよう留意します。

また、指定管理者制度の活用により経費の節減や住民サービスの向上を図ります。

さらに、今後は公共施設運営制度やPPP/PFI[※]の導入について研究を進めてまいります。

(3) 住民との協働

町の課題や住民のニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、「自助・共助・公助」により住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスを行おうとする取り組みについて、活動主体と積極的に連携・協力します。

また、住民との協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組みます。

[※] PPP：Public Private Partnershipの略。行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと。民間事業者の資金やノウハウを活用して公共サービスの充実を図っていく手法。PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の資金調達から設計、建設、管理運営までを民間事業者が手掛け、地方公共団体が長期の割賦で支払う。

2 組織・機構等の見直し

(1) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織とする観点から、政策、施策、事務事業のまとまりなどに対応した課室編成や、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、少数精鋭による簡素で効率的な組織となるよう検討します。

(2) 地方公営企業の経営健全化

水道事業、農業集落排水事業については、経営戦略を策定し中長期的な投資・財政計画に沿って、老朽化した施設の改修や石綿管の計画的な更新などを行い、計画性・透明性の高い企業運営を推進します。

(3) 審議会・委員会などの見直し

審議会・委員会などについて、その設置目的や所掌事務を踏まえ、必要性について検討し、委員定数及び報酬額の適正化を図り、整理統合を行います。

(4) 一部事務組合の整理統合

一部事務組合を構成する市町村と連携し、整理統合を推進します。

3 定員管理及び給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら定員の適正化に取り組み、事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、ICT^{*}化の推進、住民との協働の取り組みなどを通じて、適正な職員数とします。

また、定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員管理計画に基づき定員管理を推進します。

(2) 給与の適正化

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

また、人事行政運営等の状況に関し、住民にわかりやすい形で公表します。

^{*} ICT…Information and Communications Technology の略。「IT」と同義語であり、情報通信技術を表す言葉として用いられる。

4 人材育成の推進

人材育成基本方針に基づき、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。

また、能力・実績を重視した、公正かつ客観的な人事評価システムの推進に取り組みます。

5 公正の確保と透明性の向上

住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保や透明性の向上を図ることが必要であるため、既に制定されている情報公開条例や行政手続条例の適切な運用に加え、パブリックコメント制度^{*}やホームページ、広報などを活用して多くの方に町の施策等を周知します。

6 電子自治体の推進

行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、ICTの活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上を図ること等により、広く住民がICTの恩恵を享受できる体制を目指します。

その上で、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシング^{*}の推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク（LGWAN）、マイナンバー制度などの利活用等に積極的に取り組みます。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

（1）財政の健全化

財政状況の分析をもとに、自主財源の確保や事務事業の見直しを行い、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、財政構造の改善に努めます。

住民に対しては、財政状況をわかりやすく提供できるよう、バランスシートの公表のほか行政コスト計算書の作成や統一的な公会計の導入を行い、各種の財政指標等の一般的データも含め積極的な公表を行います。

また、歳入確保の観点から公有財産の処分・活用や借地のあり方について検討を行います。

（2）町税の収納確保

「町税収納向上計画」により、町税の収納確保を図ります。

^{*}パブリックコメント制度…策定前における案を一般に公表し意見を求め、その意見を計画へ反映させる制度。

^{*}共同アウトソーシング…複数の地方公共団体が業務システムを共同開発・共同利用する業務形態。

(3) 使用料及び手数料の見直し

受益者負担の観点から、各施設等の使用料について見直しを図ります。また、諸証明の手数料等について、必要に応じて改定を行います。

(4) 補助金の整理合理化

各種団体に対する補助金について、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方を検証し、整理合理化を推進します。

また、終期の設定やP D C Aサイクル[※]に則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減を図ります。

(5) 公共工事

公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、公共工事の入札・契約の適正化の促進に関する法律等により、公共工事の入札・契約について、適正化に資する取り組みを進めます。

(6) 公共施設のマネジメント

公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき需用分析等を的確に行い、規模縮小、廃止、統合等により適正化を図ります。

[※] P D C Aサイクル…計画(Plan)を実行(Do)し、検証(Check)して見直し(Action)に結び付け、その結果を次の計画に活かす取り組みのこと。